

平成30年度 大東市教育委員会

2月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成31年2月15日（金） 午後1時00分～午後2時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|-------|--------|
| ・教育長 | 亀岡 治義 |
| ・教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・教育委員 | 水野 達朗 |
| ・教育委員 | 太田 忠雄 |
| ・教育委員 | 齊藤 めぐみ |

4. 出席説明員（16名）

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ・学校教育部長兼総括次長兼教育政策室長兼学校管理課長 | 森田 修司 |
| ・学校教育部指導監 | 岡本 功 |
| ・生涯学習部長 | 南田 隆司 |
| ・生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 | 田川 愛実 |
| ・学校教育部次長兼野崎青少年教育センター所長 | 伊藤 晴人 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 藤原 成典 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 新井 雅也 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 田口 誠 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 宮田 典子 |
| ・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 | 渡邊 良 |
| ・生涯学習部スポーツ振興課長 | 中村 正則 |
| ・学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 | 梅本 正直 |
| ・生涯学習部生涯学習課参事 | 黒田 淳 |
| ・生涯学習部生涯学習課参事 | 吉田 浩樹 |
| ・学校教育部学校管理課長補佐兼上席主査 | 山下 忠宏 |
| ・学校教育部教育策室上席主査 | 小田 恭裕 |

5. 傍聴者 1名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第2号
大東市立幼稚園条例施行規則および大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 3 教委議案第3号
平成31年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について
- 日 程 第 4 教委議案第4号
「だいとう教育ビジョン2019」の策定について
- 日 程 第 5 教委議案第5号
平成31年度大東市奨学生の選定について
- 日 程 第 6 教委議案第6号
大東市立西部図書館公衆無線LANの利用に関する規則について
- 日 程 第 7 教委議案第7号
平成31年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について
- 日 程 第 8 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第2号

大東市立幼稚園条例施行規則および大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について

大東市立幼稚園条例施行規則および大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成31年2月15日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

幼稚園教諭について新たな職制上の段階を規定すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立幼稚園条例施行規則および大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

平成 31 年 2 月 19 日
教委規則第 1 号

(大東市立幼稚園条例施行規則の一部改正)

第 1 条 大東市立幼稚園条例施行規則（昭和 4 6 年教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条を次のように改める。

(副園長等)

第 1 9 条 幼稚園に副園長、主任教諭および主査教諭を置くことができる。

2 副園長は、主任教諭のうちから、主任教諭は、主査教諭のうちから園長の意見を聴き、委員会が命じる。

3 副園長は、園長を助け、上司の命を受けて園務を整理し、必要に応じて園児の教育を掌る。

4 主任教諭は、園長および副園長を助け、上司の命を受けて園務を整理し、園児の教育を掌る。

5 主査教諭は、上司の命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育を掌る。

第 2 0 条の見出しを「(養護教諭等)」に改め、同条中「および事務職員ならびに」を「、事務職員および」に改める。

第 2 1 条の見出しを「(幼稚園医等)」に改め、同条中「・」を「、」に改める。

(大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部改正)

第 2 条 大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則（平成 2 8 年教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項を次のように改める。

3 幼稚園の事務 をつかさどる職	(1) 大東市立幼稚園条例（昭和 4 6 年条例 第 2 7 号）第 3 条に規定する園長の属す	課長
---------------------	---	----

の職務	る職制上の段階	
	(2) 大東市立幼稚園条例施行規則（昭和46年教委規則第6号。以下「幼稚園条例施行規則」という。）第19条第1項に規定する副園長の属する職制上の段階	課長補佐
	(3) 幼稚園条例施行規則第19条第1項に規定する主任教諭の属する職制上の段階	上席主査
	(4) 幼稚園条例施行規則第19条第1項に規定する主査教諭の属する職制上の段階	主査
	(5) 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階	第1項に定める職制上の段階に応じた標準的な職

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

大東市立幼稚園条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市立幼稚園条例施行規則 昭和46年10月11日 教委規則第6号</p> <p>第1条～第18条 (略) <u>(副園長等)</u></p> <p>第19条 幼稚園に<u>副園長、主任教諭および主査教諭</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>副園長は、主任教諭のうちから、主任教諭は、主査教諭のうちから園長の意見を聴き、委員会が命じる。</u></p> <p>3 <u>副園長は、園長を助け、上司の命を受けて園務を整理し、必要に応じて園児の教育を掌る。</u></p> <p>4 <u>主任教諭は、園長および副園長を助け、上司の命を受けて園務を整理し、園児の教育を掌る。</u></p> <p>5 <u>主査教諭は、上司の命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育を掌る。</u></p> <p><u>(養護教諭等)</u></p> <p>第20条 幼稚園に<u>養護教諭、事務職員および庁務員</u>を置くことができる。</p> <p>2 養護教諭および事務職員ならびに庁務員は、上司の命を受け担当事務および庁務を処理する。</p> <p><u>(幼稚園医等)</u></p> <p>第21条 幼稚園には、<u>幼稚園医、幼稚園歯科医および幼稚園薬剤師</u>を置くものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第22条～第32条 (略)</p>	<p>○大東市立幼稚園条例施行規則 昭和46年10月11日 教委規則第6号</p> <p>第1条～第18条 (略) <u>(主任教諭)</u></p> <p>第19条 幼稚園に主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 主任教諭は、教諭のうちから園長の意見を聴き、委員会 が命じる。</p> <p><u>(養護教諭・事務職員および庁務員)</u></p> <p>第20条 幼稚園に<u>養護教諭および事務職員ならびに庁務員</u>を置くことができる。</p> <p>2 養護教諭および事務職員ならびに庁務員は、上司の命を受け担当事務および庁務を処理する。</p> <p><u>(幼稚園医・幼稚園歯科医および幼稚園薬剤師)</u></p> <p>第21条 幼稚園には、<u>幼稚園医・幼稚園歯科医および幼稚園薬剤師</u>を置くものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第22条～第32条 (略)</p>

大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則新旧対照表

新			旧		
<p>○大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則 平成28年3月28日 教委規則第3号</p> <p>第1条～第2条 (略) 別表 (第2条関係)</p>			<p>○大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則 平成28年3月28日 教委規則第3号</p> <p>第1条～第2条 (略) 別表 (第2条関係)</p>		
職務の種類	職制上の段階	標準的な職	職務の種類	職制上の段階	標準的な職
3 幼稚園 の事務を つかさど る職の職 務	(1) 大東市立幼稚園条例(昭和46年条例第27号)第3条に規定する園長の属する職制上の段階	課長	3 幼稚園 の事務を つかさど る職の職 務	(1) 大東市立幼稚園条例(昭和46年条例第27号)第3条に規定する園長の属する職制上の段階	課長補佐
	(2) <u>大東市立幼稚園条例施行規則(昭和46年教委規則第6号。以下「幼稚園条例施行規則」という。)第19条第1項に規定する副園長の属する職制上の段階</u>	課長補佐			

<p>(3) 大東市立幼稚園条例施行規則第19条第1項に規定する主任教諭の属する職制上の段階</p>	<p>上席主査</p>	<p>(2) 大東市立幼稚園条例施行規則(昭和46年教委規則第6号)第19条第1項に規定する主任教諭の属する職制上の段階</p>	<p>上席主査</p>
<p>(4) <u>大東市立幼稚園条例施行規則第19条第1項に規定する主査教諭の属する職制上の段階</u></p>	<p><u>主査</u></p>	<p>(3) 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階</p>	<p>第1項に定める職制上の段階に応じた標準的な職</p>
<p>(5) 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階</p>	<p>第1項に定める職制上の段階に応じた標準的な職</p>		

教委議案第3号

平成31年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について

平成31年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について次のとおり定める。

平成31年2月15日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

平成31年度の管理職人事において、「大東市立小・中学校教職員人事基本方針」に基づき、その職責にふさわしい識見と指導力を備えた人材を広域的に登用し、「特色ある学校づくり」の推進のために、適材を適所に配置するため。

※人事案件につき非公開

教委議案第4号

「だいとう教育ビジョン2019」の策定について

「だいとう教育ビジョン2019」を次のとおり策定する。

平成31年2月15日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

大東市教育ビジョン策定から10年目にあたり、後期5年間の取組みの成果と課題をふまえ、本市のめざす子ども像のさらなる具現化のために、平成31年度より3年間の教育ビジョンを策定するものである。

教委議案第5号

平成31年度大東市奨学生の選定について

大東市奨学貸付条例（平成2年条例第13号）第4条の規定により、次のとおり平成31年度大東市奨学生を選定することについて、教育委員会の議決をもとめる。

平成31年2月15日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

大東市奨学貸付条例（平成2年条例第13号）第3条の規定により、申請があった者について、同条例第4条の規定により、本案を提出するものである。

平成31年度 大東市奨学生申請者名簿

—高校・専修学校等—

番号	申請者氏名	性別	生年月日	年齢	在学学校名	郵便番号	住 所	電話	貸付希望理由	保護者氏名	保護者氏名	連帯保証人氏名	連帯保証人住所
	該当者なし												

—大学・短大等—

番号	申請者氏名	性別	生年月日	年齢	在学学校名	郵便番号	住 所	電話	貸付希望理由	保護者氏名	保護者氏名	連帯保証人氏名	連帯保証人住所
1	A	—	—	18歳	高校3年生	574-0073	大東市緑が丘	—	経済的理由	—	—	—	—
2	B	—	—	18歳	高校3年生	574-0006	大東市中橋の里町	—	経済的理由	—	—	—	—
3	C	—	—	18歳	高校3年生	574-0006	大東市中橋の里町	—	経済的理由	—	—	—	—

平成31年度 大東市奨学生申請者資格適否表

—高校・専修学校等—

番号	申請者氏名	性別	生年月日	年齢	在学学校名	住 所	保護者氏名	本市民となつた日	保護者氏名	本市民となつた日	貸付希望理由	世帯人員	所得基準額	29年分所得	特別控除後	奨学生資格適否	所得基準適否	否認定理由
	該当者なし																	

—大学・短大等—

番号	申請者氏名	性別	生年月日	年齢	在学学校名	住 所	保護者氏名	本市民となつた日	保護者氏名	本市民となつた日	貸付希望理由	世帯人員	所得基準額	29年分所得	特別控除後	奨学生資格適否	所得基準適否	否認定理由
1	A	—	—	18歳	高校3年生	大東市緑が丘	—	—	—	—	—	4	3,625,000	3,518,916	2,906,916	適	適	
2	B	—	—	18歳	高校3年生	大東市中橋の里町	—	—	—	—	—	9	5,525,000	0	0	適	適	
3	C	—	—	18歳	高校3年生	大東市中橋の里町	—	—	—	—	—	9	5,525,000	0	0	否	適	進学先が認定要件に該当しないため

教委議案第6号

大東市立西部図書館公衆無線LANの利用に関する規則について

大東市立西部図書館公衆無線LANの利用に関する規則を次のとおり制定する。

平成31年2月15日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市立西部図書館に公衆無線LANを導入するため。

大東市立西部図書館公衆無線LANの利用に関する規則

平成31年2月19日

教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、大東市立西部図書館（以下「図書館」という。）において本市が提供する無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用場所)

第2条 無線LANの利用場所は、図書館の学習コーナー横に設けるスペースの周辺とする。

(利用時間)

第3条 無線LANの利用時間は、図書館の開館時間とする。ただし、図書館の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が必要と認めるときは、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て利用時間を変更することができる。

(利用者の要件)

第4条 無線LANを利用することができる者は、個人とする。ただし、図書館の指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(接続通信機器)

第5条 無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、無線LANに接続する通信機器（附属機器を含む。）および当該通信機器に供給する電源を自ら確保するとともに、通信機器の設定を行わなければならない。

(費用等)

第6条 無線LANの利用に係る費用は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者がその費用を負担するものとする。

(遵守事項および禁止事項)

第7条 利用者は、無線LANの利用に当たり、この規則、不正アクセス行為の禁止等に

関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、前項に定めるもののほか、無線LANを通じて、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 第三者、市、委員会および図書館の指定管理者に対する次に掲げる行為

ア 財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害する行為またはその可能性のある行為

イ 不利益もしくは損害を与える行為またはその可能性のある行為

ウ 誹謗中傷する行為

(2) 公序良俗に反する行為およびその可能性のある行為（公序良俗に反する情報の提供を含む。）

(3) 犯罪的行為およびそれに結び付く行為またはその可能性のある行為

(4) 政治活動、選挙運動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 性風俗に関する活動および性風俗に関する情報を閲覧する行為

(6) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定または不特定多数の者にメールを送信する行為

(7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用する行為および提供する行為

(8) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量のデータを送信し、または受信する行為

(9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反するおそれのある行為および委員会が不適切と認める行為

（違反時の責任および措置等）

第8条 利用者は、前条第1項に規定する遵守事項に反した場合または同条第2項各号に掲げる行為に該当する行為によって第三者等に損害が生じたときは、その損害に係る全ての法的責任を負うものとする。

2 図書館の指定管理者は、利用者が前条第1項に規定する遵守事項に反することが判明したときまたは同条第2項各号に掲げる行為に該当する行為を行ったときは、事前に通知することなく、直ちに当該利用者に対して無線LANの利用を停止することができる。

（免責事項）

第9条 市、委員会および図書館の指定管理者は、無線LANの提供に当たり、次に掲げる事項について、いかなる保証も行わないものとする。

- (1) 無線LANを通じて得る情報等における完全性、正確性、確実性、有用性等
- (2) 無線LANの提供、遅滞、変更、中止または廃止に伴う損害
- (3) 無線LANを通じて登録、提供もしくは収集された情報の消失または利用者の通信機器およびその附属機器のコンピュータウイルス感染等によるデータの破損もしくは漏洩等の被害
- (4) 無線LANを利用できなかったことにより生じた損害
- (5) 無線LANを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等
- (6) 無線LANを通じて利用し、請求された有料サービスの代金
- (7) 前各号に掲げるもののほか、無線LANに関連して発生した利用者および第三者の損害
(利用の中止等)

第10条 図書館の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に周知せずに無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 緊急に保守点検または工事を行わなければならないとき。
- (2) システム障害、天災その他の非常事態により、無線LANが円滑に作動しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会または図書館の指定管理者が無線LANの利用の中止をやむを得ないと認めるとき。

2 図書館の指定管理者は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のウェブサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(委任)

第11条 この規則に掲げるもののほか、無線LANの利用について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

教委議案第7号

平成31年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について

平成31年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標を次のとおり定める。

平成31年2月15日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

平成31年度の生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標を設定し、生涯学習、青少年および文化財施策の充実を図るため。

平成31年度

生涯学習、青少年および文化財施策の
重点目標

はじめに

- 個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、人々が変化の激しい社会の中で様々な課題に対応して生きていくためには「総合的な知識」の習得が重要であるとされており、市民を対象とした生涯学習（社会教育を含む。以下同じ。）環境の整備と充実が求められている。
- 日常生活に安らぎと潤いを求め、豊かなライフスタイルを構築したいという市民の思いを背景に、生涯学習、スポーツ、レクリエーションの環境を整えるとともに、市民の自発的な活動を通じて、健康の保持・増進や市民相互の連帯意識の醸成が必要である。
- 急激な社会状況の変化により青少年の健全な育成を阻む様々な要因が存在するなか、市と家庭、学校、地域等が協力し、子どもの安全と健全育成のためのきめ細かな取り組みや、学校以外での子どもの活動場所と放課後の居場所づくりの充実が求められている。
- 全ての人が人生を豊かに生きることができるよう大東市人権尊重のまちづくり条例等に留意しつつ、地域において豊かな人間関係をつくり、相互理解を深めていくことが必要である。
- 歴史の中で、守り伝えられてきた文化財は、市民が誇るべき貴重な歴史的財産である。これを保存し、次代に伝えるとともに、歴史、文化を生かしたまちづくりのための貴重な資源として文化財の活用を図り、市民が住み続け人々が住みたくなる「魅力あるまち」を目指すことが重要である。

1 生涯学習活動の充実

【重点事項】

- ・ 市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な生涯学習の機会の充実を図る。
- ・ 生涯学習の振興を図るため、施設の整備、充実と学校施設の活用、施設相互の連携など総合的かつ有効な利用促進に努める。
- ・ 市民の主体的な学習活動を支えるために、生涯学習情報の収集、提供、相談等の機能の充実を図ることにより、生涯学習の推進環境の充実を図る。

<具体的取組み>

- ① うるおいと心豊かな社会を醸成するため、生涯学習関係団体の一層の活動充実に向けた支援に努める。
- ② 生涯学習の総合的推進を図るため、職員と施設スタッフの専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証を通じた事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。
- ③ 各施設を生涯学習活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう生涯学習情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用し易い施設とするよう工夫を凝らして、施設利用率の向上を目指す。
- ④ 図書館においては、読書離れや図書館離れの傾向が進行する中、市民の生活に関わる知識、情報の提供施設とした魅力あるサービスの提供に努めるとともに、市民、特に子ども達が行きたくなる図書館の将来のあり方について研究を進める。
- ⑤ 「大東市図書館を使った調べる学習コンクール」や学校図書室の支援を継続し、学校と連携することにより、子どもたちが主体的に学ぼうとする力や読書力の育成と、読書活動の一層の推進に努める。
- ⑥ 教育委員会事務局に必置である社会教育主事を養成するため、職員1名を社会教育主事講習に派遣し、資格を取得させる。
- ⑦ 生涯学習施設をはじめ、他の施設との事業連携を進めることで、従来とは異なる利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。
- ⑧ 人材登録バンク（人財問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により生涯学習環境の充実を図る。
- ⑨ 各施設において、生涯学習活動のきっかけとなる事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民の参画や参加の機会創出に努めるとともに、活動する者の組織化と組織後の活動を支援することにより、市民の生涯学習活動の活性化を図る。
- ⑩ 老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。平成31年度は、生涯学習センターメディア研修室の貸出用パソコンの更新や、市民要望の大きかった文化情報センターのトイレ新設を実施する。
- ⑪ 昨年度に開学した、最新の知見で郷土の歴史・文化を学ぶことができる講座「歴史文化カレッジ」に継続して取り組むとともに、より多くの市民に郷土に愛着を持ってもらうため、地域塾などの事業を実施する。

1-1 文化活動の振興

【重点事項】

- ・ 芸術文化は、生活にゆとりと潤いを与え、豊かな情操を養うことから、市民の芸術文化に対する関心を高める各種事業の推進を図る。

<具体的取組み>

- ① 市民が多様かつレベルの高い舞台芸術を鑑賞できる機会の充実を目指し、引き続き、市民文化自主事業の効果的かつ効率的な運用と市民参加に努める。本格的な舞台芸術に各年齢層に身近に接していただくため、平成31年度は、6月に「ポルトガルギター&マンドリンコンサート」、9月に「落語会」、1月に「大阪交響楽団無料公開リハーサル」、2月に市立小学校3・4年生を招待する「ニッセイ名作シリーズ人形劇団ひとみ座公演」など計6件の公演を実施する。
- ② 文化祭など市民が自主的に文化活動に参画できる環境づくりに努めるとともに、初心者が文化活動等に参画するための初歩的なスキルを身に付けられるような仕組みを検討する。
- ③ 芸術文化団体の育成、指導者の養成、活動の場の提供、情報提供等、市民活動のための条件を整え、既に活動している市民団体と協力するなど地域における自主的な文化活動の促進に努める。
- ④ 生涯学習施設との連携や各文化団体間の連携の強化を図り、文化活動の質的、量的発展に努める。
- ⑤ 指定管理者と文化協会との連携強化を図り、文化協会が、傘下の文化団体の上位組織として円滑に機能するよう支援する。
- ⑥ 利用者・入館者の安全や利便性を確保するため、老朽化した施設・設備の改修を進める。平成31年度は、総合文化センターの大ホール吊り天井改修・舞台機構設備改修に係る設計業務委託を行うほか、ハロン消火用ガス容器や音響非常制御用ユニットの修繕を行う。

1-2 生涯スポーツの推進

【重点事項】

- ・ スポーツ活動が、健康の保持・増進、体力作りや地域社会の連帯感を育てるためにも大きな役割を担う中、市民が性別や年齢に関わらず、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」心身ともに健康で活力ある生活を送れる生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興事業の推進と環境整備を図る。

<具体的取組み>

- ① 各スポーツ施設の指定管理者において、トレイルラン教室をはじめとする各種スポーツの教室を新設するとともに、スポーツ施設の指定管理者、総合型地域スポーツクラブ、市地域保健課など関係機関と連携して、市民の健康を増進させる取り組みを検討し、魅力ある事業が実施できるよう努める。
- ② スポーツ施設の指定管理者同士の連携を図り、各スポーツ施設が市の統一的な目標の下、市民のスポーツ振興に効果的な事業が実施できるよう努める。
- ③ 老朽化が進む市民体育館の屋根の防水工事を実施するなど、体育施設の改修を計画的に行い、施設の機能維持と長寿命化を図るとともに、安全に利用できる環境を整備する。
- ④ 各体育施設での土・日における利用環境の充実を目指し、利用者が円滑に利用することができるよう、公園などの当部所管外の施設がスポーツ施設として活用できないか、既存の体育施設をより効率的に利用できないか等の研究を行う。
- ⑤ 夜間照明設備を有するグラウンドの円滑な運用と利用促進を図り、市民（特に勤労者）に向けたスポーツ活動の充実を努めるとともに、更なる夜間照明施設の必要性を検討する。
- ⑥ 北条グラウンドの有効活用の方策について、引き続きを指定管理者とともに検討し、利用率の向上を目指す。
- ⑦ スポーツ指導者の確保および育成に努め、市民が団体に属していない個人であっても、より一層スポーツに親しみ、楽しむことができる機会の拡充を図りながら各体育施設の利用促進を図る。
- ⑧ ニュースポーツフェスティバル等を活用し、スポーツを通じた障害者と健常者との交流や障害者スポーツの周知・普及を図る。
- ⑨ 体育施設（市民体育館、龍間運動広場、テニスコート）の指定管理者の指定管理期間満了に伴い、体育施設として次期指定管理期間における目指すべき役割と利用者サービスの向上策を検討しつつ、次期指定管理者の選定作業を円滑に行う。

2 青少年の健全育成

【重点事項】

- ・ 少子化や核家族化、都市化による人間関係の希薄化、スマートフォン等の普及による有害情報にさらされる機会の増加など、青少年を取り巻く状況の変化に伴い、青少年の犯罪被害等、青少年の安全が脅かされる事象が深刻化している状況を踏まえ、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりと安全確保に努める。また、放課後の居場所づくりをはじめ、学校教育外でのこども達の活動の場の確保に努める。
- ・ 青少年に対する指導者の養成や人材の発掘を行い、自主的・自発的な活動をめざした青少年育成活動を促進する。

<具体的取組み>

- ① 犯罪から青少年を守るために、青少年指導員会を中心に行われる市内一斉巡視、「こども110番の家」運動、声かけネットワーク会議などの取組みについて、関係者と連携して推進に努める。また、こども110番の家では人が常在する事業所での普及を図り、ステッカーを外から見やすい場所へ掲示することで、地域で子どもを守る環境づくりを進める。
- ② 「子どもの安全見まもり隊」の支援体制を固め、ボランティアが活動しやすい環境を整備するなど、引き続き、研修の実施や必要物品の支給による活動の支援、充実に努め、活動者に対して、感謝状の贈呈を順次実施する。
- ③ 現代の子どもに不足している自然体験活動や集団生活体験を野外活動センターの活用で促進するとともに、リーダーの育成、ものづくり、地域の伝統文化を理解・継承する活動等、子どもの様々な体験活動の推進に努める。
- ④ 単位こども会が次第に消滅していく状況を踏まえ、子どもの健全な育成や地域住民の交流を担うインフラとしてのこども会組織を維持するため、各地域の特性を踏まえた方策の検討と対応策の実行に努める。
- ⑤ 学校教育部とともに、子どもの学び・育ちの基礎である家庭の教育力向上を支援するとともに、学校、家庭、地域の連携強化と、連携する業務の実施や支援に努める。
- ⑥ 青少年をとりまく課題について、青少年健全育成市民大会の開催など市民の関心を高めるよう啓発活動に努める。
- ⑦ 放課後児童健全育成事業の基準条例に規定する基準を満たすよう、児童クラブの利用状況の推移を勘案しながら、教室の整備などの検討を行い、必要な施設整備と適切な運営を行う。
- ⑧ 放課後子ども教室、放課後児童クラブなど放課後の子どもの居場所づくり事業を充実させるよう努める。図書館や公民館等の公共施設を活用した事業も実施する。

3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み

【重点事項】

- ・ 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、生涯学習分野において、人権問題の理解と認識を深めるための啓発活動の推進と、学習機会の提供を図る。
- ・ インターネットを悪用した人権を侵害する行為が発生していることから、人権啓発所管部と連携し、生涯学習関係団体の取り組みや各種生涯学習事業において、様々な人権問題について、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進することにより人権尊重のまちづくりに努める。

<具体的取組み>

- ① 人権啓発関係諸団体や関係機関と連携し、生涯学習関係団体における人権問題研修の充実と、各種の研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。
- ② 国連「こどもの権利条約」および「大東市人権教育基本方針」「大東市こども基本条例」等の趣旨を踏まえ、生涯学習の場での子どもの人権についての啓発活動の促進に努める。
- ③ 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、ネットリテラシー教育などさまざまな研修の機会を活用し、個人情報の保護をはじめ人権意識の高揚を図る。
- ④ 所管する情報システムに係る情報資産について、関係法令および「大東市セキュリティポリシー」に基づきセキュリティ対策を適切に行い、個人情報の保護を徹底する。
- ⑤ 生涯学習活動を通じて、世代間交流や様々な人々の交流を推進して相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動の支援に努める。
- ⑥ 障害者をはじめ、青少年、女性、高齢者などの積極的な社会参加、参画を促進するための生涯学習活動の推進に努める。
- ⑦ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「大東市こころふれあう手話言語条例」の趣旨を踏まえ、施設改善や社会的障壁の除去を配慮した運営と人権意識の高揚に努める。
- ⑧ 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、講座に参加する外国人と市民との交流イベントを開催する。また、継続して実施している早稲田大学留学生のインターンシップ事業などにより、市民の異文化理解を促進する。
- ⑨ 自然災害等が発生した場合に備え、各施設の利用者の安全を確保するためのスタッフの行動マニュアル等を整備するとともに、施設の防災対策に努める。

4 文化財の保存と活用

【重点事項】

- ・ 永い歴史の中で、育まれ、守り伝えられてきた文化財は、身近な歴史を知る貴重な資料であり、祖先の息吹を伝えてくれるかけがえのない財産であることから、大東市文化財保護条例に基づき、文化財保護施策の推進を図る。
- ・ 歴史民俗資料館を拠点施設として、本市の歴史、文化財等に親しみや愛着を持って頂くことができるような施策の実施に努める。
- ・ 市内各所にある文化財等を調査、研究することにより、歴史資源の掘り起しを行い、関係団体や関係部署と連携しながら、歴史資源を活用した「まちづくり」に必要な情報の整理、提供を図る。

<具体的取組み>

- ① 本市の歴史を理解するうえで欠くことのできない文化財については、調査、研究しながら、保存・継承など適切な保護措置に努め、特に重要なものについては、適宜、文化財指定を行い、その特性に応じた活用を図る。
- ② 埋蔵文化財の保護にあたっては、その周知に努め、法令に基づいた指導を行い、的確かつ迅速な調査、保存措置を行い活用に努める。
- ③ 飯盛城跡の国史跡指定のための基礎資料として、発掘調査や関連資料調査等の成果をまとめた総合調査報告書を作成する。
- ④ 飯盛城跡の国史跡指定の条件となる地権者の同意取得を早急に進めるとともに、市が指定後の管理団体になることの同意取得にも努める。
- ⑤ 国史跡指定に向けた機運を高めるため、調査研究の最新の成果を報告会や速報展等の機会を通じて積極的に市民に周知する。また、飯盛城の認識の裾野をさらに広げるため、市民団体等との協働で様々な手法を用いて市民等への周知に努める。
- ⑥ 飯盛城跡の国史跡指定後の保存活用を見据え、分布調査等を継続的に実施するとともに、保存活用の方法や整備に関する課題等について関係機関と連携しながら検討を進める。
- ⑦ 平野屋新田会所跡の市史跡指定を記念し、講演会や説明板の設置等を行い、市民の理解や関心を高めるとともに、会所跡の保存活用の方法について関係部署と連携して検討を進める。また、市民サポーター会議の自主的な活動についても積極的に支援する。
- ⑧ 市史漫画「近世編」や「古代編」を活用し、本市の歴史を理解し、本市の歴史を身近に感じてもらうような活動に努め、「中世編」のシナリオの検討を行う。
- ⑨ 歴史民俗資料館で、季節ごとの展示、種々の講座や講習会、学校と連携した展示や出前授業の実施などにより、市民（特に若年層）に大東市の歴史の周知を図り、大東市に愛着を抱いてもらえるような施策を実施する。
- ⑩ 大東市埋蔵文化財発掘調査費用の負担額等に関する要綱に基づき、中垣内・野崎条里・北条西遺跡の発掘調査報告書作成作業を早急に進める。

- ⑪ 市内各地に所在する古文書の収集・整理を進め、史料集の発行や歴史民俗資料館の常設展・企画展等を通じて、調査の成果を市民に周知する。
- ⑫ 広報紙やSNS等での情報発信や説明板の設置等を通じて、幅広い年齢層の市民の文化財に対する理解・関心を高めるとともに、市民学芸員の制度等の文化財等に関する市民活動を積極的に支援する。

平成31年度

生涯学習、青少年および文化財施策の
重点目標

新旧対照表

はじめに

- 個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、人々が変化の激しい社会の中で様々な課題に対応して生きていくためには「総合的な知識」の習得が重要であるとされており、市民を対象とした生涯学習（社会教育を含む。以下同じ。）環境の整備と充実が求められている。
- 日常生活に安らぎと潤いを求め、豊かなライフスタイルを構築したいという市民の思いを背景に、生涯学習、スポーツ、レクリエーションの環境を整えるとともに、市民の自発的な活動を通じて、健康の保持・増進や市民相互の連携意識の醸成が必要である。
- 急激な社会状況の変化により青少年の健全な育成を阻む様々な要因が存在するなか、市と家庭、学校、地域等が協力し、子どもの安全と健全育成のためのきめ細かな取り組みや、学校以外での子どもの活動場所と放課後の居場所づくりの充実が求められている。
- 全ての人が人生を豊かに生きることができるよう大東市人権尊重のまちづくり条例等に留意しつつ、地域において豊かな人間関係をつくり、相互理解を深めていくことが必要である。
- 歴史の中で、守り伝えられてきた文化財は、市民が誇るべき貴重な歴史的財産である。これを保存し、次代に伝えるとともに、歴史、文化を生かしたまちづくりのための貴重な資源として文化財の活用を図り、市民が住み続け人々が住みたくなる「魅力あるまち」を目指すことが重要である。

はじめに

- 個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、人々が変化の激しい社会の中で様々な課題に対応して生きていくためには「総合的な知識」の習得が重要であるとされており、市民を対象とした生涯学習（社会教育を含む。以下同じ。）環境の整備と充実が求められている。
- 日常生活に安らぎと潤いを求め、豊かなライフスタイルを構築したいという市民の思いを背景に、生涯学習、スポーツ、レクリエーションの環境を整えるとともに、市民の自発的な活動を通じて、健康の保持・増進や市民相互の連携意識の醸成が必要である。
- 急激な社会状況の変化により青少年の健全な育成を阻む様々な要因が存在するなか、市と家庭、学校、地域等が協力し、子どもの安全と健全育成のためのきめ細かな取り組みや、学校以外での子どもの活動場所と居場所づくりの充実が求められている。
- 全ての人が人生を豊かに生きることができるよう大東市人権尊重のまちづくり条例等に留意しつつ、地域において豊かな人間関係をつくり、相互理解を深めていくことが必要である。
- 歴史の中で、守り伝えられてきた文化財は、市民が誇るべき貴重な歴史的財産である。これを保存し、次代に伝えるとともに、歴史、文化を生かしたまちづくりのための貴重な資源として文化財の活用を図り、市民が住み続け人々が住みたくなる「魅力あるまち」を目指すことが重要である。

1 生涯学習活動の充実

【重点事項】

- ・ 市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な生涯学習の機会の充実を図る。
- ・ 生涯学習の振興を図るため、施設の整備、充実と学校施設の活用、施設相互の連携など総合的かつ有効な利用促進に努める。
- ・ 市民の主体的な学習活動を支えるために、生涯学習情報の収集、提供、相談等の機能の充実を図ることにより、生涯学習の推進環境の充実を図る。

<具体的取組み>

- ① うるおいと心豊かな社会を醸成するため、生涯学習関係団体の一層の活動充実に向けた支援に努める。
- ② 生涯学習の総合的推進を図るため、職員と施設スタッフの専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証を通じた事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。
- ③ 各施設を生涯学習活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう生涯学習情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用し易い施設とするよう工夫を凝らして、施設利用率の向上を目指す。
- ④ 図書館においては、読書離れや図書館離れの傾向が進行する中、市民の生活に関わる知識、情報の提供施設として魅力あるサービスの提供に努めるとともに、市民、特に子ども達が行きたくなくなる図書館の将来のあり方について研究を進める。
- ⑤ 「大東市図書館を使った調べる学習コントロール」や学校図書室の支援を継続し、学校と連携することにより、子どもたちが主体的に学ぼうとする力や読書力の育成と、読書活動の一層の推進に努める。
- ⑥ 教育委員会事務局に必要である社会教育主事を養成するため、職員1名を社会教育主事講習に派遣し、資格を取得させる。
- ⑦ 生涯学習施設をはじめ、他の施設との事業連携を進めることで、従来とは異なる利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。
- ⑧ 人材登録バンク（人材問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により生涯学習環境の充実を図る。
- ⑨ 各施設において、生涯学習活動のきっかけとなる事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民の参画や参加の機会創出に努めるとともに、活動する者の組織化と組織後の活動を支援することにより、市民の生涯学習活動の活性化を図る。
- ⑩ 老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。平成31年度は、生涯学習センターメディア研修室の貸出用パソコンの更新や、市民要望の大きかった文化情報センターのトイレ新設を実施する。

- ・ 市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な生涯学習の機会の充実を図る。
- ・ 生涯学習の振興を図るため、施設の整備、充実と学校施設の活用、施設相互の連携など総合的かつ有効な利用促進に努める。
- ・ 市民の主体的な学習活動を支えるために、生涯学習情報の収集、提供、相談等の機能の充実を図ることにより、生涯学習の推進環境の充実を図る。

<具体的取組み>

- ① うるおいと心豊かな社会を醸成するため、生涯学習関係団体の一層の活動充実に向けた支援に努める。
- ② 生涯学習の総合的推進を図るため、職員と施設担当者専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証を通じた事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。
- ③ 各施設を生涯学習活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう生涯学習情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用し易い施設とするよう工夫を凝らして、施設利用率の向上を目指す。
- ④ 図書館においては、読書離れや図書館離れの傾向が進行する中、市民の生活に関わる知識、情報の提供施設として魅力あるサービスの提供に努めるとともに、市民、特に子ども達が行きたくなくなる図書館の将来のあり方について研究を進める。
- ⑤ 「大東市図書館を使った調べる学習コントロール」や学校図書室の支援を継続し、学校と連携することにより、子どもたちが主体的に学ぼうとする力や読書力の育成と、読書活動の一層の推進に努める。
- ⑥ 図書館システムについて、クラウドシステムの導入、新たなサービスの付加、リース期間の統一などの課題に対する対応の検討を進める。
- ⑦ 生涯学習施設をはじめ、他の施設との事業連携を進めることで、従来とは異なる利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。
- ⑧ 人材登録バンク（人材問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により生涯学習環境の充実を図る。
- ⑨ 各施設において、生涯学習活動のきっかけとなる事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民の参画や参加の機会創出に努めるとともに、活動する者の組織化と組織後の活動を支援することにより、市民の生涯学習活動の活性化を図る。
- ⑩ 老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。

⑩ 昨年度に開学した、最新の知見で郷土の歴史・文化を学ぶことができる講座「歴史文化カレッジ」に継続して取り組むとともに、より多くの市民に郷土に愛着を持ってもらうため、地域塾などの事業を実施する。

⑪ 大東塾、地域塾と引き継いできた郷土を知る講座を「歴史カレッジ」としてリニューアルし、市民に想付いてきた大東の歴史に対する知識欲を満足させながら、郷土愛を育む事業の実施を図る。

⑫ 生涯学習センターの指定管理者の指定期間満了に伴い、駅前にある立地を活かした施設当時の駅前市役所的な役割を再確認しながら、生涯学習センターとして次期指定期間における目指すべき役割と施策を検討しつつ、指定管理者の選考を行う。

⑬ 新公共施設予約システムの移行に伴い発覚した各施設の利用料金の加算等の算出方法等の統一化を検討し、利用者にとって分かりやすい施設の運用を図る。

1-1 文化活動の振興

【重点事項】

- ・ 芸術文化は、生活にゆとりと潤いを与え、豊かな情操を養うことから、市民の芸術文化に対する関心を高める各種事業の推進を図る。

<具体的取組み>

- ① 市民が多様かつレベルの高い舞台芸術を鑑賞できる機会の充実を目指し、引き続き、市民文化自主事業の効果的かつ効率的な運用と市民参加に努める。本格的な舞台芸術に各年齢層に身近に接していただくため、平成31年度は、6月に「ポルトガルギター&マンドリンコンサート」、9月に「落語会」、1月に「大阪交響楽団無料公開リハーサル」、2月に市立小学校3・4年生を招待する「ニッセイ名作シリーズ人形劇団ひとみ座公演」など計6種の公演を実施する。
- ② 文化祭など市民が自主的に文化活動に参加できる環境づくりに努めるとともに、初心者が文化活動等に参加するための初歩的なスキルを身に付けられるような仕組みを検討する。
- ③ 芸術文化団体の育成、指導者の養成、活動の場の提供、情報提供等、市民活動のための条件を整え、既に活動している市民団体と協力するなど地域における自主的な文化活動の促進に努める。
- ④ 生涯学習施設との連携や各文化団体間の連携の強化を図り、文化活動の質的、量的発展に努める。
- ⑤ 指定管理者と文化協会との連携強化を図り、文化協会が、傘下の文化団体の上位組織として円滑に機能するよう支援する。
- ⑥ 利用者・入館者の安全や利便性を確保するため、老朽化した施設・設備の改修を進める。平成31年度は、総合文化センターの大ホール吊り天井改修・舞台機構設備改修に係る設計業務委託を行うほか、ハロン噴火用ガス容器や音響非常制御ユニットの修繕を行う。

- ・ 芸術文化は、生活にゆとりと潤いを与え、豊かな情操を養うことから、市民の芸術文化に対する関心を高める各種事業の推進を図る。

<具体的取組み>

- ① 市民が多様かつレベルの高い舞台芸術を鑑賞できる機会の充実を目指し、引き続き、市民文化自主事業の効果的かつ効率的な運用と市民参加に努める。本格的な舞台芸術に各年齢層に身近に接していただくため、平成30年度は6月に「あすか太鼓」と「劇」の太鼓鼓笛、9月に「大阪交響楽団無料公開リハーサル」、10月に「0歳から楽しむファミリーコンサート」、1月に「みんなのうたコンサート」を実施する。
- ② 文化祭など市民が自主的に文化活動に参加できる環境づくりに努めるとともに、初心者がコンサート等に参加するための初歩的なスキルを身に付けられるような仕組みを検討する。
- ③ 芸術文化団体の育成、指導者の養成、活動の場の提供、情報提供等、市民活動のための条件を整え、毎年実施される吹奏楽コンクールを活用するなど地域における自主的な文化活動の促進に努める。
- ④ 生涯学習施設との連携や各文化団体間の連携の強化を図り、文化活動の質的、量的発展に努める。
- ⑤ 指定管理者の更新に伴う指定管理者と文化協会との関係に留意し、文化協会が構成する文化団体の上位組織として、円滑に機能するよう支援する。

1-2 生涯スポーツの推進

【重点事項】

- ・ スポーツ活動が、健康の保持・増進、体力作りや地域社会の連帯感を育てるためにも大きな役割を担う中、市民が性別や年齢に関わらず、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」心身ともに健康で活力ある生活を送れる生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興事業の推進と環境整備を図る。

(具体的取組み)

- ① 各スポーツ施設の指定管理者において、トレイルラン教室をはじめとする各種スポーツの教室を新設するとともに、スポーツ施設の指定管理者、総合型地域スポーツクラブ、市地域保健課など関係機関と連携して、市民の健康を増進させる取り組みを検討し、魅力ある事業が実施できるよう努める。
- ② スポーツ施設の指定管理者同士の連携を図り、各スポーツ施設が市の統一的な目標の下、市民のスポーツ振興に効果的な事業が実施できるよう努める。
- ③ 老朽化が進む市民体育館の屋根の防水工事を実施するなど、体育施設の改修を計画的に行い、施設の機能維持と長寿命化を図るとともに、安全に利用できる環境を整備する。
- ④ 各体育施設での土・日における利用環境の充実を目指し、利用者が円滑に利用することができるよう、公園などの当該所管外の施設がスポーツ施設として活用できないか、既存の体育施設をより効率的に利用できないか等の研究を行う。
- ⑤ 夜間照明設備を有するグラウンドの円滑な運用と利用促進を図り、市民（特に勤労者）に向けたスポーツ活動の充実を努めるとともに、更なる夜間照明施設の必要性を検討する。
- ⑥ 北条グラウンドの有効活用の方策について、引き続き指定管理者とともに検討し、利用率の向上を目指す。
- ⑦ スポーツ指導者の確保および育成に努め、市民が団体に属していない個人であっても、より一層スポーツに親しみ、楽しむことができる機会の拡充を図りながら各体育施設の利用促進を図る。
- ⑧ ニュースポーツフェスティバル等を活用し、スポーツを通じた障害者と健常者との交流や障害者スポーツの周知・普及を図る。
- ⑨ 体育施設（市民体育館、龍岡運動広場、テニスコート）の指定管理者の指定管理期間満了に伴い、体育施設として次期指定管理期間における目指すべき役割と利用者サービスの向上策を検討しつつ、次期指定管理者の選定作業を円滑に行う。

- ・ スポーツ活動が、健康の保持・増進、体力作りや地域社会の連帯感を育てるためにも大きな役割を担う中、市民が性別や年齢に関わらず、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」心身ともに健康で活力ある生活を送れる生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興事業の推進と環境整備を図る。

(具体的取組み)

- ① 各スポーツ施設の指定管理者において、トレイルラン教室をはじめとする各種スポーツの教室を新設するとともに、スポーツ施設の指定管理者、総合型地域スポーツクラブ、市地域保健課など関係機関と連携して、市民の健康を増進させる取り組みを検討し、魅力ある事業が実施できるよう努める。
- ② スポーツ施設の指定管理者同士の連携を図り、各スポーツ施設が市の統一的な目標の下、市民のスポーツ振興に効果的な事業が実施できるよう努める。
- ③ テニスコート利用の逼迫状況を緩和し、安全にアテニスを楽しむことができるよう、テニスコートの1面増設を完了させ、オープニングイベントを実施する。
- ④ トレーニングルームのエアコン設置および照明のLED化に伴う電気料金の増徴に注意し、トレーニングルームの冷暖房費設定の検討を行う。
- ⑤ 夜間照明設備を有するグラウンドの円滑な運用と利用促進を図り、市民（特に勤労者）に向けたスポーツ活動の充実を努めるとともに、更なる夜間照明施設の必要性を検討する。
- ⑥ 3年目を迎える北条グラウンドの有効活用の方策を指定管理者とともに検討し、利用率の向上を目指す。
- ⑦ スポーツ指導者の確保および育成に努め、市民が団体に属していない個人であっても、より一層スポーツに親しみ、楽しむことができる機会の拡充を図りながら各体育施設の利用促進を図る。
- ⑧ 老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。
- ⑨ 公園等当該以外の施設について、スポーツ施設として活用できないか、また活用可能な場合はどうすれば利用し易い施設になるかについて、関係部署と連携しつつ検討を行う。

2 青少年の健全育成

【重点事項】

- ・ 少子化や核家族化、都市化による人間関係の希薄化、スマートフォン等の普及による有害情報にさらされる機会の増加など、青少年を取り巻く状況の変化に伴い、青少年の犯罪被害等、青少年の安全が脅かされる事象が深刻化している状況を踏まえ、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりと安全確保に努める。
- ・ 放課後の居場所づくりをはじめ、学校教育外での子ども達の活動の場の確保に努める。
- ・ 青少年に対する指導者の養成や人材の発掘を行い、自主的・自発的な活動をめざした青少年育成活動を促進する。

<具体的取組み>

- ① 犯罪から青少年を守るために、青少年指導委員会を中心に行われる市内一斉巡回、「こども110番の家」運動、声かけネットワーク会議などの取組みについて、関係者と連携して推進に努める。また、こども110番の家では人が常在する事業所での普及を図り、ステッカーを外から見やすい場所へ掲示することで、地域で子どもを守る環境づくりを進める。
- ② 「子どもの安全見まもり隊」の支援体制を固め、ボランティアが活動しやすい環境を整備するなど、引き続き、研修の実施や必要物品の支給による活動の支援、充実に努め、活動者に対して、感謝状の贈呈を順次実施する。
- ③ 現代の子どもに不足している自然体験活動や集団生活体験を野外活動センターの活用で促進するとともに、リーダーの育成、ものづくり、地域の伝統文化を理解・継承する活動等、子どもの様々な体験活動の推進に努める。
- ④ 単位こども会が次第に消滅していく状況を踏まえ、子どもの健全な育成や地域住民の交流を担うインフラとしてのこども会組織を維持するため、各地域の特性を踏まえた方策の検討と対応策の実行に努める。
- ⑤ 学校教育部とともに、子どもの学び・育ちの基礎である家庭の教育力向上を支援するとともに、学校、家庭、地域の連携強化と、連携する業務の実施や支援に努める。
- ⑥ 青少年をとりまく課題について、青少年健全育成市民大会の開催など市民の関心を高めるよう啓発活動に努める。
- ⑦ 放課後児童健全育成事業の基準条列に規定する基準を満たすよう、児童クラブの利用状況の推移を調査しながら、教室の整備などの検討を行い、必要な施設整備と適切な運営を行う。
- ⑧ 放課後子ども教室、放課後児童クラブなど放課後の子どもの居場所づくり事業を充実させるよう努める。図書館や公民館等の公共施設を活用した事業も実施する。

- ・ 少子化や核家族化、都市化による人間関係の希薄化、スマートフォン等の普及による有害情報にさらされる機会の増加など、青少年を取り巻く状況の変化に伴い、青少年による犯罪や、いじめや不登校、ひきこもり、虐待、犯罪被害等、青少年の安全が脅かされる事象が深刻化している状況を踏まえ、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりと安全確保に努める。また、放課後の居場所づくりをはじめ、学校教育外での子ども達の活動の場の確保に努める。
- ・ 青少年に対する指導者の養成や人材の発掘を行い、自主的・自発的な活動をめざした青少年育成活動を促進する。

<具体的取組み>

- ① 犯罪から青少年を守るために、青少年指導委員会を中心に行われる市内一斉巡回、「こども110番の家」運動、声かけネットワーク会議などの取組みについて、関係者と連携して推進に努める。また、こども110番の家では人が常在する事業所での普及を図り、ステッカーを外から見やすい場所へ掲示することで、地域で子どもを守る環境づくりを進める。
- ② 「子どもの安全見まもり隊」の支援体制を固め、ボランティアが活動しやすい環境を整備するなど、引き続き、研修の実施や必要物品の支給による活動の支援、充実に努め、活動者に対して、感謝状の贈呈を順次実施する。
- ③ 現代の子どもに不足している自然体験活動や集団生活体験を青少年野外活動センターの活用で促進するとともに、リーダーの育成、ものづくり、地域の伝統文化を理解・継承する活動等、子どもの様々な体験活動の推進に努める。
- ④ こども会全体の組織やイベントの在り方について検討するため、単位こども会の状況把握を進める。
- ⑤ 学校教育部とともに、子どもの学び・育ちの基礎である家庭の教育力向上を支援するとともに、学校、家庭、地域の連携強化と、連携する業務の実施や支援に努める。
- ⑥ 青少年をとりまく課題について、青少年健全育成市民大会の開催など市民の関心を高めるよう啓発活動に努める。
- ⑦ 放課後児童健全育成事業の基準条列に規定する基準に合致するよう児童クラブの施設整備と適切な運営を行う。今年度は、四島小児童クラブの1教室増設を行うとともに、登録者数が基準を超えると見込まれる児童クラブの教室を増設する計画の検討を進める。
- ⑧ 放課後子ども教室、放課後児童クラブなど放課後の子どもの居場所づくり事業を充実させるよう努める。

3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み

【重点事項】

- ・ 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、生涯学習分野において、人権問題の理解と認識を深めるための啓発活動の推進と、学習機会の提供を図る。
- ・ インターネットを悪用した人権を侵害する行為が発生していることから、人権啓発所管部と連携し、生涯学習関係団体の取り組みや各種生涯学習事業において、様々な人権問題について、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進することにより人権尊重のまちづくりに努める。

<具体的取組み>

- ① 人権啓発関係団体や関係機関と連携し、生涯学習関係団体における人権問題研修の充実と、各種の研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。
- ② 国連「子どもの権利条約」および「大東市人権教育基本方針」「大東市子ども基本条例」等の趣旨を踏まえ、生涯学習の場での子どもの人権についての啓発活動の促進に努める。
- ③ 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、ネットリテラシー教育などさまざまな研修の機会を活用し、個人情報保護をはじめ人権意識の高揚を図る。
- ④ 所管する情報システムに係る情報資産について、関係法令および「大東市セキュリティポリシー」に基づきセキュリティ対策を適切に行い、個人情報の保護を徹底する。
- ⑤ 生涯学習活動を通じて、世代間交流や様々な人々の交流を推進して相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動の支援に努める。
- ⑥ 障害者をはじめ、青少年、女性、高齢者などの積極的な社会参加、参画を促進するための生涯学習活動の推進に努める。
- ⑦ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「大東市こころふれあう手話言語条例」の趣旨を踏まえ、施設改善や社会的障壁の除去を配慮した運営と人権意識の高揚に努める。
- ⑧ 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、講座に参加する外国人と市民との交流イベントを開催する。また、継続して実施している早稲田大学留学生のインターンシップ事業などにより、市民の異文化理解を促進する。
- ⑨ 自然災害等が発生した場合に備え、各施設の利用者の安全を確保するためのスタッフの行動マニュアル等を整備するとともに、施設の防災対策に努める。

- ・ 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、生涯学習分野において、人権問題の理解と認識を深めるための啓発活動の推進と、学習機会の提供を図る。

- ・ 情報通信手段を悪用した人権を侵害する行為が発生していることから、人権啓発所管部と連携し、生涯学習関係団体の取り組みや各種生涯学習事業において、様々な人権問題について、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進することにより人権尊重のまちづくりに努める。

<具体的取組み>

- ① 人権啓発関係団体や関係機関と連携し、生涯学習関係団体における人権問題研修の充実と、各種の研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。
- ② 人権啓発活動の充実を図るため、生涯学習の場や人権啓発に関わるイベント、体験型の啓発活動などへの参加を通じ、指導者の養成および資質の向上に努める。
- ③ 国連「子どもの権利条約」および「大東市人権教育基本方針」「大東市子ども基本条例」等の趣旨を踏まえ、生涯学習の場での子どもの人権についての啓発活動の促進に努める。
- ④ 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、個人情報を取り扱う部署において、より厳格に個人情報を取り扱うとともに、ネットリテラシー教育などさまざまな研修の機会を活用し、個人情報保護をはじめ人権意識の高揚に努める。
- ⑤ 生涯学習活動を通じて、世代間交流や様々な人々の交流を推進して相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動の支援に努める。
- ⑥ 障害のある人をはじめ、青少年、女性、高齢者などの積極的な社会参加、参画を促進するための生涯学習活動の推進に努める。また、男女共同参画チームの設置目的に相応しい活用を推進する。
- ⑦ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「大東市こころふれあう手話言語条例」の趣旨を踏まえ、施設改善や社会的障壁の除去を配慮した運営と人権意識の高揚に努める。
- ⑧ 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、講座に参加する外国人と市民との交流イベントを開催する。また、継続して実施している早稲田大学留学生の受け入れ事業などにより、市民の多文化理解に努める。

4 文化財の保存と活用

【重点事項】

- ・ 永い歴史の中で、育まれ、守り伝えられてきた文化財は、身近な歴史を知る貴重な資料であり、祖先の息吹を伝えてくれるかけがえのない財産であることから、大東市文化財保護条例に基づき、文化財保護施策の推進を図る。
- ・ 歴史民俗資料館を拠点施設として、本市の歴史、文化財等に親しみや愛着を持って頂くことができるような施策の実施に努める。
- ・ 市内各所にある文化財等を調査、研究することにより、歴史資源の掘り起しを行い、関係団体や関係部署と連携しながら、歴史資源を活用した「まちづくり」に必要な情報の整理、提供を図る。

<具体的取組み>

- ① 本市の歴史を理解するうえで欠くことのできない文化財については、調査、研究しながら、保存・継承など適切な保護措置に努め、特に重要なものについては、選定、文化財指定を行い、その特性に応じた活用を図る。
- ② 遺産文化財の保護にあたっては、その周知に努め、法令に基づいた指導を行い、的確かつ迅速な調査、保存措置を行い活用にも努める。
- ③ 飯盛城跡の国史跡指定のための基礎資料として、発掘調査や関連資料調査等の成果をまとめた総合調査報告書を作成する。
- ④ 飯盛城跡の国史跡指定の条件となる地権者の同意取得を早急に進めるとともに、市が指定後の管理団体になることの同意取得にも努める。
- ⑤ 国史跡指定に向けた機運を高めるため、調査研究の最新の成果を報告会や連絡会等の機会を通じて積極的に市民に周知する。また、飯盛城の認識の裾野をさらに広げるため、市民団体等との協働で様々な手法を用いて市民等への周知に努める。
- ⑥ 飯盛城跡の国史跡指定後の保存活用を見据え、分布調査等を継続的に実施するとともに、保存活用の方法や整備に関する課題等について関係機関と連携しながら検討を進める。
- ⑦ 平野屋新田会所跡の市史跡指定を記念し、講演会や説明板の設置等を行い、市民の理解や関心を高めるとともに、会所跡の保存活用の方法について関係部署と連携して検討を進める。また、市民サポーター会議の自主的な活動についても積極的に支援する。
- ⑧ 市史漫画「近世編」や「古代編」を活用し、本市の歴史を理解し、本市の歴史を身近に感じてもらうような活動に努め、「中世編」のシナリオの検討を行う。
- ⑨ 歴史民俗資料館で、季節ごとの展示、種々の講座や講習会、学校と連携した展示や出前授業の実施などにより、市民（特に若年層）に大東市の歴史の周知を図り、大東市に愛着を抱いてもらえるような施策を実施する。

- ・ 永い歴史の中で、育まれ、守り伝えられてきた文化財は、身近な歴史を知る貴重な資料であり、祖先の息吹を伝えてくれるかけがえのない財産であることから、大東市文化財保護条例に基づき、文化財保護施策の推進を図る。
- ・ 歴史民俗資料館を拠点施設として、本市の歴史、文化財等に親しみや愛着を持って頂くことができるような施策の実施に努める。
- ・ 市内各所にある文化財等を調査、研究することにより、歴史資源の掘り起しを行い、歴史資源を活用した「まちづくり」に必要な情報の整理、提供を図る。

<具体的取組み>

- ① 本市の歴史を理解するうえで欠くことのできない文化財については、調査、研究しながら、重要なものについては、保存・継承など適切な保護措置に努め、その特性に応じた活用を図る。
- ② 遺産文化財の保護にあたっては、その周知に努め、法令に基づいた指導を行い、的確かつ迅速な調査、保存措置を行い活用にも努める。
- ③ 飯盛城跡の発掘調査、文献調査などの調査研究について、国史跡指定に向けた報告書の作成を意識しつつ、引き続き専門委員会の意見を聴きながら実施する。また、郷土の歴史資源に対する関心を高めるため、調査研究の成果を現場説明会やシンポジウムの開催、ホームページへの掲示、パンフレットの作成、関連講座の開催などの手段を用いて市民等に公開する。
- ④ 飯盛城跡の国史跡指定後の整備を見据え、整備に関する研究を開始する。
- ⑤ 平野屋新田会所跡の整備計画について、関係者の理解を求めつつ、その方向性を定めながら進める。また、市民サポーター会議の自主的な活動を支援し、見学会や講座等の実施を通じて市民の平野屋新田会所への関心を高める。
- ⑥ 市史漫画「近世編」や「古代編」を活用し、本市の歴史を理解し、親しみを持ってもらえるよう講座等の開催などの取組みを行い、市史に対する理解を深める。また、中世編のシナリオの研究を開始する。
- ⑦ 歴史民俗資料館で、季節ごとの展示、種々の講座や講習会、学校と連携した展示や出前授業の実施などにより、市民（特に若年層）に大東市の歴史の周知を図り、大東市に愛着を抱いてもらえるような施策を実施し、発掘者獲得に努める。

⑧ 大東志埋蔵文化財発掘調査費用の負担額等に関する要綱に基づき、中瀬内・野崎条田・北条西遺跡の発掘調査報告書作成作業を早急に進める。

⑨ 市内各地に所在する古文書の取製・整理を進め、史料集の発行や歴史民俗資料館の常設展・企画展等を通じて、調査の成果を市民に周知する。

⑩ 広報誌やSNS等での情報発信や説明会の設置等を通じて、幅広い年齢層の市民の文化財に対する理解・関心を高めるとともに、市民学芸員の制度等の文化財等に関する市民活動を積極的に支援する。

⑪ 幅広い年齢層の市民の文化財等に対する理解を深め、文化財等に関する市民活動を支援するため、市民学芸員の制度等を活用し、市民活動の支援と人材の育成を促進する。また、広報誌への連載、説明会の設置など積極的な広報活動に努める。

⑫ 歴史民俗資料館等が収集している民俗資料、文献資料、収蔵図書等を整理し、展示などにより活用を図る。

⑬ 歴史的意匠を活用したまちづくりを進めるため、広報誌やホームページ掲載など従来の方法に加え、SNSやメッセによる情報発信を積極的に努める。

8. 一般業務報告

1. 大東市青少年指導員要綱の一部を改正する要綱について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、2月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

森田部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によろしく願います。

次に、日程第2 教委議案第2号「大東市立幼稚園条例施行規則および大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

教委議案第2号「大東市立幼稚園条例施行規則および大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について」の提案理由のご説明をさせていただきます。

本規則改正の趣旨につきましては、来年度より、本市職員に係ります管理職手当の支給範囲について、課長職以上を対象とする旨の見直しを行うことに伴い、現在、市立幼稚園の園長については、職制上の段階を課長補佐級としているところ、来年度より、学校管理職として手当支給の対象となる課長級に格付けを変更するほか、同じく学校管理職の位置づけとして、園長を直接補佐する職としまして、新たに副園長を置くことができるものとし、これには課長補佐級を充てることとすること、また、主任教諭の職務を、園長、副園長を補佐するとともに、園児教育を掌ることとすることと規定するほか、主任教諭の下に、新たに主査教諭の職を新設し、これに主査級を充てることとするため、今回、所要の改正を行うものです。

なお、本改正規則は、平成31年4月1日から施行といたします。

以上よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

ご説明ありがとうございます。

改正内容はよくわかりました。この改正を行う背景を教えてください。

藤原課長

先程のご説明のとおり、来年度から管理職手当の抜本的な見直しを行い

ます。現在、園長の職務上の職責が課長補佐級となっており、来年度からはこの職責には管理職手当が支給されなくなります。学校教育法上、幼稚園は学校と位置付けられており、園長の職責は管理職に位置付けられるため、職責を課長級へ格上げし、これに伴い、順次職階を変更していくというものでございます。

水野委員

幼稚園に限定されるものですか。

藤原課長

この規定は公立幼稚園に限定されますが、公立保育所につきましても、所長につきましては重責を担う職責であることから、課長補佐級から幼稚園と同様に課長級へ格上げするものと聞いております。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第3号「平成31年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について」ですが、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開にしたいと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、本議案は非公開とし、この後に別途審議することといたします。

次に、日程第4 教委議案第4号「「だいとう教育ビジョン2019」の策定について」の提案理由の説明をお願いします。

渡邊課長

教委議案第4号「「だいとう教育ビジョン2019」の策定について」ご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、現教育ビジョンが策定から10年目にあたり、後期5年間の取組の成果と課題を踏まえ、本市のめざす子ども像の具現化のため、平成31年度より3年間の新しい教育ビジョンの策定につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

新教育ビジョンですが、次年度4月には市内全ての教職員へ配付予定であります。名称を「だいとう教育ビジョン2019」としております。

策定にあたっては、6名の先生方による委員会を今年度5回開催する中で、本冊子をまとめてまいりました。

まず、新ビジョンにつきましては、1番の目的を「教員の日々の活用」と考えております。教員が絶えず携帯し、いつでも手軽に読み直し、立ち戻ることができるように、サイズはA5サイズとしました。表紙は青色になる予定です。製本後は、背表紙もつき文庫本のような体裁となります。ちなみに10年前が黄色、5年前後期基本計画が赤色でした。

表紙タイトルはこれまでの「学び合う」学校園づくりの頭にく教員の確かな関わりによる>をつけています。10年間を振り返りまして、「学び合い」の捉えに、「子どもたちだけで」あるいは「教員の関わりが薄い」と思われがちな面もございました。しかしながら、「学び合う」授業づくりの理念に基づいた授業実践には、授業に挑むまでの綿密な計画、子ども一人ひとりの見立て、授業一コマ一コマのファシリテート等、学習定着度のきめ細かな確認が必要であります。そのような意味から、<教員の確かな関わりによる>という文言を今回改めて入れております。

目次では、ビジョンを達成するべく、5つのアクションを項立てしてまいります。順にご説明いたします。

「はじめに」では、中ほどに記載しております、この10年間で改めて見えてきました課題を踏まえ、教育ビジョンを一層整理、重点化、具体化することが必要であるという結論にいたりました。

そこで、「より具体的・実践的」な内容となるよう構成し、その中心を「授業づくり」としました。また、これからの先生方の実践は、10年間の各校園の取組の上にあるものとしており、また今後絶えず変化していく社会の在り方を踏まえ、実践と検証を一層スピード感のあるものとすべく新ビジョンの活用期間は3年間としています。

文部科学省が示しております「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善は、これまでの本市教育ビジョンの方向性と同じであります。国に先駆け取り組んできた実践が一校一校にあります。次年度以降は、ブレることなく、一方で「型」ではなく「質」を追究していくことができるよう、本冊子を構成しています。

アクション1「基本構想をとらえる」、では、基本理念と本市の目指す教育を記載しています。この2つは「普遍的なもの」として捉え、これまでのビジョンを継承しています。

また、新学習指導要領のポイントを整理しています。スタートカリキュラムも掲載しており、幼・小・中の接続を意識した構成としております。

アクション2としては、これまでの後期5年間のビジョンⅠ・Ⅱ・Ⅲの成果と課題を整理しています。

アクション3では、「メインビジョン・サブビジョンを知る」としています。これまでの10年間は、ビジョンⅠ・Ⅱ・Ⅲという並列の構成でしたが、新教育ビジョンでは、「人間関係づくりを基盤として授業づくり」をメインビジョンとしています。この10年間による「学校園の落ち着き」は大きな成果であり、人間関係づくりを基盤とすることを一層意識していただきたいと考えております。また、サブビジョンとして「教育環境づくり」をあげております。なお、メインビジョンにおいては、これまで記載のなかった「めざす教員像」をあげております。

さらに、市としての成果指標等を整理しております。

アクション4としては、「教員の確かな関わりによる学び合う授業づくりを練る」としています。10年経過した今、改めてその理念・学習成果を解説しています。メインビジョンである「授業づくり」に関する内容であり、各校園先生方に是非おさえていただきたいと考えております。

アクション5として「大東クオリティを実践し、振り返る」としています。ここが、本ビジョンの軸となります。冒頭でも申しましたが、「学び合い」というと、未だに〇〇をしたら学び合い・・・と、いわゆる「型」にとどまっている授業観や授業実践を見聞きします。いわゆる「主体的であり対話的であるが、浅い学び」で終わってしまっているケースです。市教委としては、この間、学力向上に魔法の取組はない、あるとすれば日々の授業力をいかに高めるか、ということで実践を積み上げてきたところです。

そのためには、授業の「質」、つまりクオリティを追究することが一層必要になると考え、ここに「大東クオリティ」を掲げ、「い」～「テ」の7つのクオリティを示しました。例えば、秋田県では「あきたのそごちから」というもので授業の在り方を示しているという例もございます。このクオリティは全ての教科に通じるものであり、この10年間の各校園での実践から見てきた市内共通の「あとひとつおさえたい項目」でもあります。このクオリティについては、市教委はもちろんのこと、市内全ての教職員が、当たり前のように言うことのできる、いわゆる標語としていきたいと考えており、この7項目を大東クオリティとして活用していきたいと考えております。

以降には、大東クオリティという標語の具体的な説明を掲載しています。

「だいとう教育ビジョン2019」は75ページの構成ですが、その4分の3を具体的なチェックリストにあてています。

例えば、一つめのクオリティ「い」についてのチェックリストでは、一つひとつの項目に、教員自らがおさえることが出来るチェックリスト口をつけております。また一つひとつに「市内好事例」をあげておりますが、この好事例は、この10年間の各校園の実践から掲載しております。

「と」、「う」、「く」、「お」、「り」、「て」についてのチェックリストを記載しており、チェック項目の総数は125個あります。

最後には、先生方のメモ欄としております。基本理念に「学び合い、学び続ける明日の市民の育成」とありますように、教員一人ひとりも「学び合い、学び続ける教員」であってほしいと願っています。

最後になりますが、裏表紙右下はQRコードを付ける予定です。本ビジョンをPDF化したデータやスタートカリキュラムを閲覧することができるよう、教育委員会ホームページにアクセスできるようにする予定です。また、後々は市内の指導案好事例をまとめたもの、さらには先生方が活用・研究できるパスワード付の授業動画をアップできればと考えております。

以上、教員がベクトルを揃え、「オール大東」で実践を行っていくため、新しい教育ビジョン「だいとう教育ビジョン2019」の策定につきまして、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

田中委員

すごく練られていて、読みがいのあるビジョンだと思います。

実際にこのビジョンが教職員の方々に配布された後、どのように活用していくのかを具体的に教えてください。

渡邊課長

このビジョンの中身の理解と活用につきましては、次年度4月以降に全ての小中学校で研修会を実施し、教育研究所もしくは授業力向上学校支援チームからしっかりと中身の説明していきたいと考えています。

水野委員

2014年バージョンはどのように活用したのかを具体的に教えてください。

渡邊課長

2014年バージョンにつきましても各学校の教員へ配布しましたが、今回と比較するわけではございませんが、1度か2度読んで本棚へいってしまっただのではないかなと考えます。そのため、今回は持ち歩きやすいポケットサイズへと変更して、常に携帯し、ボロボロになるまで使って欲し

いという思いがあります。

水野委員

すごく良くできていると思いますので、作りっぱなしとならないように、それを意識した工夫をされておられますが、その点を特に意識していただければと思います。

もう一点ですが、「大東クオリティ」の「大東」は漢字か平仮名のどちらが正しいのでしょうか。

渡邊課長

平仮名です。

水野委員

ということは、18ページの黄色部分にある「大東クオリティ」の「大東」は平仮名に変更されるのでしょうか。

渡邊課長

18ページの「大東クオリティ」の「大東」は漢字ですが、19ページ以降の「大東」は1文字1文字を起こしたいため平仮名にしています。また、「だいたい教育ビジョン2019」の表記も平仮名として使い分けています。

水野委員

「大東クオリティ」の「大東」だけがなぜ漢字なのかが疑問です。

渡邊課長

深い意味はございませんが、ここは漢字を使用したいと考えております。

水野委員

深い意味や意図が無ければ平仮名にしてみてもいいですか。

また、「だ」「い」「と」「う」「ク」「オ」「リ」「テ」「ィ」のうち、「だ」と「ィ」以外はそれぞれクオリティが示されていますが、なぜ「だ」と「ィ」には示されていないのでしょうか。

渡邊課長

クオリティの数を9つよりも7つとした方が良く考え、また、初めと終わりは、クオリティではなく、全体的なものにしたいと考えたためです。

水野委員

先生方の中にはこのような質問をされる方もいらっしゃると思いますので、その際はしっかりとお答えいただければと思います。

亀岡教育長

他にございませんか。

田中委員

さまざまなチェック項目がありますが、個人的には3年間使うとなっても、1度チェックしてしまえば、次年度以降はその項目はクリアしたと安心してしまおうと思います。そのため、教職員として前年度の振り返りが必要と考えるのであれば、例えば、3年間分のチェック項目を作成しておいた方が自分を見つめ直すうえでも良いのかなと考えます。

渡邊課長

教員には年度ごとに活用していただきたいと考えておりますので、チェックの付け方の工夫を提案していきたいと思っております。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第5 教委議案第5号「平成31年度大東市奨学生の選定について」の提案理由の説明をお願いします。

森田部長

日程第5 議案第5号「平成31年度大東市奨学生の選定について」のご説明申し上げます。

大東市奨学貸付条例第3条の規定により、申請があった者について、同条例第4条の規定により、本案を提出するものであります。なお、配布させていただいた資料につきましては、個人情報保護の観点より、氏名、住所等個人を特定できる情報について、一部表記を控えさせていただいておりますのでご了承ください。

資料「平成31年度 大東市奨学生申請者名簿」のとおり、平成31年度大東市奨学生申請者は、大学・短期大学等につき3名の申請がありました。高等学校・専修学校等については申請はございませんでした。

選定基準に従って審査いたしました結果、次のページの資料「平成31年度 大東市奨学生申請者資格適否表」にございますとおり、申請者3名中2名につきまして、奨学生としての資格を有し、かつ平成29年分所得が所得基準額を下回っていましたので認定としております。

なお、1名につきましては、進学先が「専修学校の専門課程」であることから、大東市奨学貸付条例に定める資格要件を満たさないため、否認定としております。

したがって、平成31年度大東市奨学生は、次のページの資料「平成31年度 大東市新奨学生名簿」のとおり2名となります。

以上、平成31年度大東市奨学生の選定につきましてのご説明でございます。何卒、ご審議のうえご決議賜りますようお願い申し上げます。

水野委員

質問ですが、当初からCの方は募集要項に当てはまらない旨を伝えたにも関わらず、申請されたということでしょうか。

山下課長補佐

申請の段階でCの方へ確認はさせていただきましたが、申請をご希望されたので審査する旨を伝えてお受けしました

水野委員 　　そもそも募集要項に当てはまらないのであれば認定できませんよね。

山下課長補佐 　　審査としては認定いたしません、申請をご希望される場合はお受けいたします。

水野委員 　　Cの方は申請された時点では、認定されるかもしれないという期待を持たれて帰られたのでしょうか。

山下課長補佐 　　申請の段階で否認の旨は伝えております。

水野委員 　　それを踏まえたうえで申請されたということでしょうか。

山下課長補佐 　　おっしゃるとおりです。

水野委員 　　理解しました。プロセスが気になりお伺いさせていただきました。

亀岡教育長 　　他にございませんか。

　　無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長 　　それでは、この案件に関しまして承認いたします。

　　次に、日程第6 教委議案第6号「大東市立西部図書館公衆無線LANの利用に関する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

田川総括次長 　　教委議案第6号「大東市立西部図書館公衆無線LANの利用に関する規則について」の提案理由をご説明いたします。

　　今回の改正は、本市の図書館3館で使用する図書館システムの更新に合わせ、西部図書館において、利用者の利便性向上を目的として、公衆無線LANを導入するため、規則を制定するものでございます。

　　規則では、利用場所、利用時間、費用、順守事項などを定めております。

　　利用にあたっては、希望者に西部図書館受付に申し出ていただき、利用規則のパンフレットとパスワードをお渡しします。利用できる場所は、西部図書館の学習コーナー横のスペースで、利用時間は、図書館の開館時間内としています。費用は無料です。遵守事項の主な内容は、利用に際し、「不正アクセスの禁止等に関する法律」等の法令を遵守し、第三者や市に損害を与える行為を行ってはならないとしております。

　　この規則の施行期日は、新図書館システムの稼働日である平成31年3月1日でございます。

　　以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長 　　それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第7 教委議案第7号「平成31年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について」の提案理由の説明をお願いします。

田川総括次長

教委議案第7号「平成31年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について」の提案理由をご説明いたします。

これは、平成31年度の生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標等を設定することにより、各分野の施策の充実を図ろうとするもので、毎年度定めております。

それでは、議案書の前から7枚目、A4横の新旧対照表によりご説明いたします。左側に平成31年度分、右側に前年度分を記載しております。変更箇所を下線を引いており、変更箇所を中心にご説明いたします。

全体のフレームは前年度から変更なく、「はじめに」の後、「1 生涯学習活動の充実」「2 青少年の健全育成」「3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み」「4 文化財の保存と活用」の4項目で構成しております。なお、「1 生涯学習の充実」につきましては、2つの小項目に分かれております。

2ページの「はじめに」と、3ページ以降の各項目の冒頭に枠囲みした「重点事項」については、大きな変更はありません。重点事項の下の「具体的取組み」については、平成31年度の実施予定事業に応じて修正しております。

それではまず、3ページ～6ページにかけての「1 生涯学習活動の充実」についてご説明いたします。

まず、具体的取組みの⑥ですが、前年度は、図書館システムの更新についての項目でしたが、これは30年度で完了するため削除し、新たな項目として、社会教育主事講習への職員派遣について記載しております。社会教育主事については、現在、生涯学習課に1名配置されておりますが、平成31年度末に定年退職を迎えるため、新たに資格保有者を養成するものです。

次に、⑩については、生涯学習センターと文化情報センターの平成31年度実施予定の設備等の更新について記載しております。

次の4ページに移りまして、⑪は、郷土に愛着を持っていただくための事業として前年度に開設した「歴史文化カレッジ」と、従来からの「地域塾」を生涯学習センターの主要事業として取り組む旨記載しております。

なお、前年度に終了した生涯学習センターの指定管理者選定業務などの項目は削除しております。

次に、5ページ・6ページについては、「1 生涯学習活動の充実」の下の小項目となっております。まず、「1-1 文化活動の振興」では、具体的取組みの①で、平成31年度に総合文化センターで開催する市民文化自主事業の具体的な公演名を記載しております。⑥は、総合文化センターの施設・設備に関する項目であり、大ホールの吊り天井改修・舞台機構設備改修に係る設計業務の実施等について記載しております。

次に、6ページの「1-2 生涯スポーツの推進」の具体的取組みでは、③で、体育施設の計画的な改修の一つとして、市民体育館の屋根の防水工事の実施について記載しております。

次に、④については、平成30年度における市議会「スポーツに関する特別委員会」での議論を踏まえ、前年度の⑨の内容を発展させて、「各体育施設での土日における利用環境の充実を目指すこと」等を追記しました。

⑧についても、市議会での議論を踏まえ、「ニュースポーツフェスティバル等を活用した障害者スポーツの普及」の項目を追加しました。

⑨については、体育施設3施設の指定管理期間が平成31年度末に満了することに伴い、体育施設として次期指定管理期間における目指すべき役割や、利用者サービス向上策を検討しつつ、指定管理者の選定を行う旨、項目を追加しました。

次に、7ページの「2 青少年の健全育成」の具体的取組みでは、④で、市議会「社会教育に関する特別委員会」での議論を踏まえ、前年度の内容を発展させて、「子どもの健全な育成や地域住民の交流を担うインフラとしてのこども会組織を維持するため、各地域の特性を踏まえた方策の検討と対応策の実行に努める」と変更しました。

⑦については、児童クラブの教室整備について、平成31年度は具体的な教室増設の予定はないため、その部分を削除しています。

⑧については、放課後の居場所づくりに関する項目ですが、西部図書館や公民館、生涯学習センターにおいても、居場所づくり事業に取り組んでいるため、これを追記しました。

次に、8ページの「3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み」です。具体的な取り組みの④は、個人情報の取り扱いに係る項目ですが、当部では、公共施設予約システムや図書館システムを所管していることから、情報システムにおけるセキュリティ対策の適切な実施について追記しております。

⑨では、自然災害が多発している状況を踏まえ、各施設において利用者の安全を確保するための行動マニュアル等を整備し、防災対策に努める旨、項目を追加しております。

次に、9ページ、10ページの「4 文化財の保存と活用」です。平成31年度は、飯盛城跡の国史跡指定に向けた総合調査報告書を刊行するとともに、地権者の同意取得作業の山場となるため、③～⑥で具体的な業務を記述しております。

また、⑦では、平成30年度末に「平野屋新田会所跡」の本市史跡への指定を目指しているため、指定後の事業展開について記載しております。

10ページに移りまして、⑩については、中垣内・野崎条里・北条西の3つの遺跡の発掘調査報告書の作成を予定しているため、項目を追加しております。

以上が生涯学習部の平成31年度の重点目標です。よろしくご検討のうえ、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

ご説明ありがとうございます。

8ページの「3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み」の⑧についてですが、従来は「多文化理解」とされていましたが、今回「異文化理解」に変更されています。この理由はどのようなものでしょうか。

田川総括次長

文言として、「多文化理解」よりも「異文化理解」の方が一般的に使用されている言葉だと考え、日本と異なる文化を学んで理解していくという意味合いでございます。

水野委員

一昨年に「他文化理解」ではないかと提案した経緯があったので、お伺いさせていただきました。

⑥についてですが、従来は「障害のある人」とされていましたが、今回「障害者」に変更されています。この理由はどのようなものでしょうか。

田川総括次長

6ページの「1-2 生涯スポーツの推進」では「障害者」と記載していたため、文言を統一したものでございます。

亀岡教育長

他にございませんか。

田中委員

7ページの「2 青少年の健全育成」の④についてですが、こども会の現状はどのようなものでしょうか。

田川総括次長

こども会の現状につきましては、市議会でも議論していただいておりますが、単位こども会の数は年々2～3単位程度減っており、現状で35単位でございます。特に北条地区では、今年度末に残り1単位になってしまう予定であり、非常に危機的な状況でございます。そのため、市議会の社会教育に関する特別委員会を、特別にいいもりぷらざで開催いたしまして、地元の方にもご参加いただき、北条地区の今後のこども会についての議論をしていただきました。今後の構想といたしましては、北条小学校区の校区こども会を設立することが望ましいのではないかと結論に至り、青少年指導員や地元のNPOの方々にご協力いただき、組織を新たに作り、校区こども会を運営していくという構想を立案しているところでございます。

亀岡教育長

他にございませんか。

水野委員

今の答弁について質問ですが、なぜこども会の数が減ってきているのでしょうか。少子化はあるかと思いますが、魅力の部分ではどういう議論になっているのでしょうか。

田川総括次長

参加したい子どもの数は一定数おまして、子どもが離れているという認識はございませんが、保護者が自身の負担が大きという理由から自分の子どもをこども会に加入させていないという現状がございます。昨年の夏、当課の職員が各こども会のブロックを訪れ、直接保護者の方々から現状についてのお話をお伺いしたところ、保護者の方々も以前に比べ、共働きの増加しているなか、こども会へ加入させることでこども会の役員に就く可能性があり、夜の会議や休日のイベントに参加する必要が出てくる等により、負担が大きくなるということでした。こういった負担をどのように減らしていくかを今月末に市こ連と話し合う予定ですが、結果として市こ連の運用方法を改善できたとしても、こども会への加入者が大きく増えることは考えにくいことから、先程ご説明させていただきました校区こども会の実施に向けて取り組んでいるところでございます。

水野委員

私も同感です。保護者自身が忙しくなり、こども会が負担になっている

と同世代の保護者から聞いていますので、今後、保護者をどう巻き込んでいくかがポイントになると考えます。先日、市こ連の駅伝があり、私の子どもが予選を勝ち抜き、本選に出れると喜んでいたのですが、メンバーの1人が風邪をひき、補欠メンバーがいなかったため、残念ながらチームが欠場してしまいました。こども会を楽しむには、子どもや保護者のある程度の人数が必要になると思いますので、このあたり是非お願いいたします。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・・・日程第8 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①大東市青少年指導員要綱の一部を改正する要綱について

⇒委嘱手続の特例（青少年指導員会による推薦）及び青少年指導員会の運営に関する事項を削除するための改正。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

亀岡教育長

以上をもちまして、2月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

平成31年3月25日

亀岡教育長

田中委員